

2020年5月25日

在校生 各位

専門学校東京声優アカデミー  
奨学金担当

『学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）について』

文部科学省は「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を支給することを公表しました。

多くの学生が、アルバイト収入の激減や途絶などにより学生生活でも経済的な影響に直面しているものと思われます。

つきましては、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きを確認し、支給対象者としての要件を満たす学生は、様式1、様式2に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、6月5日（金）17時までに奨学金担当宛てに郵送してください。（※6月1日（月）より授業開始の際に学校へ直接提出でも可）

◆学生支援緊急給付金支給金額

- ・住民税非課税世帯の学生 20万円
- ・上記以外の学生 10万円

◆募集時期

5月25日（月）より郵送での申込書類の受付を開始いたします。  
なお、本校ではスマートフォン、LINE等での受付は致しません。  
（※6月5日（金）17時までに提出厳守）

◆対象となる学生

本校学生、留学生、以下の基準に該当する学生が支援対象となります。  
家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど以下の要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて学校において判断します。

1. 【①～⑥を満たす者／留学生については①～⑤及び⑦を満たす者】

要件	備考
① 家庭からの多額の仕送りを受けていない	※家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。
② 原則として自宅外で生活をしている	自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。 但し、自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。 その場合は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた場合  ※あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	
⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少	前月比(※)の50%以上減少している。  ※2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
⑥ 既存制度について右記の条件のうちいずれかを満たす	1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の対象校ではないが、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 2) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
⑦ 留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、右記の件を満たすことが必要(「外国人留学生学習奨励費」等と同様)	1) 学業成績が優秀な者であること。 具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない。) 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により学校での修学の継続が困難であると学校が必要性を認める者

- ◆必要書類(下記参照)を漏れなく揃えていただき、記録が残る郵便形態(レターパック・簡易書留等)で下記宛にお申込みください。  
(※6月1日より授業開始の際に学校へ直接提出でも可)

【申請書類の送付先】

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 3-1-5

専門学校東京声優アカデミー 奨学金担当 宛て

- ◆詳しくはこちらの資料「[学びの継続](#)」のための『[学生支援緊急給付金](#)』申請の手引き（[学生・生徒用](#)）（PDF）をご確認ください。

【参考リンク】

- ・文部科学省：[「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設](#)

- ◆申込締切

**2020年6月5日（金）17時まで ※期限厳守でお願いします**

※期限を過ぎたものは受け付けられないので注意してください。

- ◆申込書類

必要書類	概要	
1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】 （下記データあり）	本制度による給付金の支給を申請するための書類。 ※すでに機構の奨学生である場合または、機構の奨学金申込済みの場合は、振込先口座の記入は必要ありません。 奨学生でない場合は、4ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。	
2. 「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」【様式2】 （下記データあり）	申請者（学生等）本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがあります。	
3. 支給要件を満たすことを証明する書類	① 家庭から多額の仕送りが無い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載。 ※1年生は仕送り予定額、2年生は2019年度の仕送り額を記載。 預貯金通帳等の写し（任意）
	② 原則として自宅外で生活している	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等。
	③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生は2019年度のアルバイト収入額を記載。
	④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入。
	⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している	アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し（任意）等（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）。

3. 支給要件を満たすことを証明する書類	<p>⑥ 既存の支援制度について以下のいずれかを満たす  <b>(※本校は、今年度「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)」対象外になります)</b></p> <p>1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の対象校ではないが、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>2) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者</p>	<p>以下に係る認定書の写し(提出可能な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税証明書</li> <li>・第一種奨学金(奨学生証) (※2年生のみ)</li> <li>・民間等による支援制度</li> </ul> <p>※申請時点において、日本学生支援機構の貸与奨学金又は民間等の奨学金をしていない場合は、本給付金の申込時に、原則1か月以内に申請する旨を「3. 申し送り事項」に記入してください。</p>
	<p>⑦ 留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。          学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること</p> <p>1か月の出席率が8割以上であること</p> <p>仕送りが平均月額 90,000 円以下であること(入学料・授業料等は含まない。)</p> <p>在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること</p>	<p>仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等</p>

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能ですが、その場合は「3. 申し送り事項」に詳細を記入してください。但し、必要に応じて申請時に学校等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した給付金を返還して頂くことがあります。

◆申請書および誓約書

下記 2 つの書類をダウンロードの上、黒のボールペンで記入し、添付書類とともに郵送してください。

1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式 1】
2. 「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」【様式 2】

◆その他

- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合、支給した給付金については、文部科学省からの指示により返還して頂くことがあります。
- ・期限を過ぎての申請は受けられませんので、本校の HP やメール等を確認し、重要な情報を見落とさず、不利益にならないようにしてください。
- ・申請者は学生本人です。学生自身が申請内容を理解し、手続きするようにしてください。
- ・採用人数が指定されておりますので、お申込み頂いても採用されない場合があることはご了解願います。

- ・選考につきましては、家計状況を基準に判断致します。支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。  
なお、選考経過及び結果についてのお問い合わせには、一切お答え致しかねますのでご了承ください。

◆お問い合わせ

平日：午前 10 時から午後 4 時まで / 土日祝：休止

- \*緊急事態宣言の発令により、職員の出勤体制を最小限としているため、お問い合わせは原則、メールでお願いいたします。また、回答に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

- ・声優養成科：[info-tma@tmaa.ac.jp](mailto:info-tma@tmaa.ac.jp)
- ・国際コミュニケーション学科：[tso-kokusai@tmaa.ac.jp](mailto:tso-kokusai@tmaa.ac.jp)

以 上